

2022 年度進学 国費外国人留学生（研究留学生等）の 奨学金支給期間延長・特別延長に係る取扱要領

1. 延長申請対象者及び申請区分

本取扱における奨学金支給期間延長申請（以下、「延長申請」）の申請区分・対象者は下記のとおり。

申請区分	対象者
申請区分Ⅰ	申請時に大学の研究生等の非正規生として在籍し、2022 年 4 月（又は 2022 年 10 月等）に大学院修士課程、専門職学位課程、又は博士課程に進学する者。 ※非正規生の期間が予備教育期間を含めて 2 年以内で、かつ奨学金支給期間内に進学する者が対象となる。 ※進学後、日本以外での研究活動（インターンシップ、フィールドワーク等）や休学等を長期間予定している者は対象外。
申請区分Ⅱ	申請時に大学院修士課程、又は専門職学位課程に在籍し、2022 年 4 月（又は 2022 年 10 月等）に大学院博士課程に進学する者。 ※当初研究留学生として採用された者が対象となる。 ※「国費外国人留学生の優先配置を行う特別プログラム」の優先配置枠で採用された学生は本申請区分の対象外となり、下記「特別枠」の区分で申請することとなるので注意すること。（申請区分「特別枠」及び「11. 留意事項（3）」参照） ※進学後、日本以外での研究活動（インターンシップ、フィールドワーク等）や休学等を長期間予定している者は対象外。
申請区分Ⅲ	申請時に大学学部在籍し、2022 年 4 月（又は 2022 年 10 月等）に大学院修士課程、又は専門職学位課程（医歯薬獣医分野の学部 6 年次に在籍する者については博士課程）に進学する者。 ※当初学部留学生として採用された者が対象となる。 ※「国費外国人留学生の優先配置を行う特別プログラム」の優先配置枠で採用された者は奨学金支給期間延長申請の対象外。 ※進学後、日本以外での研究活動（インターンシップ、フィールドワーク等）や休学等を長期間予定している者は対象外。
申請区分Ⅱ－2 ※特別延長	① 当初、学部留学生として採用となり、申請時に大学院修士課程、又は専門職学位課程に在籍し、2022 年 4 月（又は 2022 年 10 月等）から大学院博士課程に進学する者。 ② 当初、高等専門学校留学生、又は専修学校留学生として採用となり、申請時に大学院修士課程に在籍し、2022 年 4 月（又は 2022 年 10 月等）から大学院博士課程に進学する者。 ※進学後、日本以外での研究活動（インターンシップ、フィールドワーク等）や休学等を長期間予定している者は対象外。

	ドワーク等) や休学等を長期間予定している者は対象外。
申請区分 Ⅲ－２ ※特別延長	当初、高等専門学校留学生、又は専修学校留学生として採用となり、申請時に大学学部（又は高等専門学校専攻科）に在籍し、2022年4月（又は2022年10月等）から大学院修士課程に進学する者。 ※進学後、日本以外での研究活動（インターンシップ、フィールドワーク等）や休学等を長期間予定している者は対象外。
申請区分 特別枠	申請時に大学院修士課程、又は専門職学位課程に在籍し、2022年4月（又は2022年10月等）に大学院博士課程に進学する者。 ※「国費外国人留学生の優先配置を行う特別プログラム」の優先配置枠で採用され、当該特別プログラムを実施する研究科に在籍している者。 ※進学後、日本以外での研究活動（インターンシップ、フィールドワーク等）や休学等を長期間予定している者は対象外。

(1) 延長申請を行う者のうち、本人があらかじめ本国政府、在日公館、勤務先責任者等の許可を得ておくことが必要な者については、在籍する大学において責任を持って事前に確認することを指導するとともに、その結果の確認を必ず行うこと。

(2) 申請区分Ⅰ、Ⅱ、Ⅲの場合、「大使館推薦」又は「国内採用」により採用された者については、大学院正規課程への進学希望先は2大学2研究科（第2希望まで）を上限とする。

申請区分Ⅱ－2、Ⅲ－2、及び「大学推薦」により採用された者（申請区分Ⅰ、Ⅱのうち該当する者及び特別枠）は、大学院正規課程への進学希望先は1大学1研究科（第1希望のみ）を上限とする。

大学院正規課程への進学にあたり、大学を変更する場合は、第1希望、第2希望に関わらず、その理由を「指導教員の意見書」（「大学変更の場合、その理由と所見」欄）に記入すること。

なお、申請書に記入した大学・研究科以外の大学・研究科へ進学する場合は、国費外国人留学生奨学金は支給しない。

また、「大学推薦」により採用された者が他大学へ進学する場合も、国費外国人留学生奨学金は支給しない。

※ 連合大学院の場合は他大学への変更とは見なさないが、指導教員の意見書に連合大学院である旨を記載すること。

2. 延長申請の区分ごとの対象者の推薦基準

本取扱における対象者の推薦基準は下記のとおり。学業成績係数は、本取扱要領別添の「学業成績係数の算出方法」に基づいて算出した数値とする。

申請区分	推薦基準
申請区分 I	① 上位課程に進学する見込みのある者。 ② 指導教員から推薦の強い要望がある者。 ③ 大学の長（又は研究科の長）が推薦するにふさわしい人物と認めた者。 ※①～③の推薦基準に合致しない者は推薦しないこと。
申請区分 II・III	① 現在在学している課程での学業成績係数が2.50以上の者。 ② 上位課程に進学する見込みのある者。 ③ 指導教員から推薦の強い要望がある者。 ④ 大学の長（又は研究科の長）が推薦するにふさわしい人物と認めた者。 ⑤ 現在在学している課程を標準修業年限内に修了する見込みである者。 ※①～⑤の推薦基準に合致しない者は推薦しないこと。
申請区分 II-2 ※特別延長	① 大学院修士課程での学業成績係数が2.80以上の者。 ② 大学院博士課程に進学する見込みのある者。 ③ 指導教員及び大学の長（又は研究科の長）が強く推薦する者。 ④ 大学院修士課程を標準修業年限内に修了する見込みである者。 ※①～④の推薦基準に合致しない者は推薦しないこと。
申請区分 III-2 ※特別延長	① 大学学部（又は高等専門学校の専攻科）での学業成績係数が2.80以上の者。 ② 大学院修士課程に進学見込みの者。 ③ 指導教員及び大学の長（又は学部の長）が強く推薦する者。 ④ 大学学部（又は高等専門学校の専攻科）を標準修業年限内に卒業する見込みである者。 ※①～④の推薦基準に合致しない者は推薦しないこと。
申請区分 特別枠	① 現在在学している課程での学業成績係数が2.50以上の者。 ② 上位課程に進学する見込みのある者。 ③ 指導教員から推薦の強い要望がある者。 ④ 大学の長（又は研究科の長）が推薦するにふさわしい人物と認めた者。 ⑤ 現在在学している課程を標準修業年限内に修了する見込みである者。 ※①～⑤の推薦基準に合致しない者は推薦しないこと。

3. 各大学からの延長申請者の推薦枠

本取扱における延長申請者の推薦枠は下記のとおり。

申請区分	推薦枠
申請区分 Ⅰ	推薦枠の上限を設けない。 ただし推薦者をすべて採用するというものではなく、推薦状況や予算の状況を勘案し、採用人数を決定する。
申請区分 Ⅱ・Ⅲ	区分Ⅱ及びⅢを合わせた推薦枠は、過去3年間（2019年度、2020年度、2021年度）の採用者数（区分ⅡとⅢを合算した数）の平均人数（小数点以下を切り上げた人数）である①基礎数と下記②追加数「延長申請（申請区分Ⅱ、Ⅲ）追加数」の人数を加算した人数とする。ただし、過去3年間の採用者数が計算の結果0の場合は、推薦枠を2とする。 ※特別枠（「国費外国人留学生の優先配置を行う特別プログラム」の優先配置枠）で採用された者は、区分Ⅱ及びⅢでの推薦は認めない。
申請区分 Ⅱ－2 Ⅲ－2 ※特別延長	推薦枠の上限を設けない。 ただし推薦者をすべて採用するというものではなく、推薦状況や予算の状況を勘案し、採用人数を決定する。 <u>推薦順位欄に「特別延長」と記載し他の申請区分の推薦者と区別すること。</u>
申請区分 特別枠	「国費外国人留学生の優先配置を行う特別プログラム」に採択されたプログラムに付与された優先配置枠数内とする。 <u>推薦順位欄に「特別枠」と記載し他の申請区分の推薦者と区別すること。</u>

○①基礎数（区分Ⅱ及びⅢの推薦枠の計算例）

2019年度進学採用者数 区分Ⅱ：1名、区分Ⅲ：4名 合計5名

2020年度進学採用者数 区分Ⅱ：2名、区分Ⅲ：3名 合計5名

2021年度進学採用者数 区分Ⅱ：5名、区分Ⅲ：1名 合計6名

《計算式》

$$\frac{5 \text{ 名 (2019 年度)} + 5 \text{ 名 (2020 年度)} + 6 \text{ 名 (2021 年度)}}{3} = 6 \text{ 名 (5.33... の小数点以下切り上げ)}$$

○②追加数「延長申請（申請区分Ⅱ、Ⅲ）追加数」

2022 年在籍課程修了予定人数	2022 延長申請推薦枠追加数
0～2名	1名
3～4名	2名
5～9名	3名
10～15名	4名
16～20名	5名

21～25名	6名
26～30名	7名
31～35名	8名
36～40名	9名
41～45名	10名
46～50名	11名
51～55名	12名
56～60名	13名
61～65名	14名
66名以上	15名

※上記の追加数は 2022 延長申請の取扱いであり、来年以降、2022 年度の推薦状況や予算の状況により変更になる可能性があるので予め留意すること。

2022 年に在籍課程を修了する予定の留学生数が 15 名在籍している場合、上記表より 4 名の延長申請推薦枠を追加することが出来る。

※2022 年の延長申請可能人数は基礎数 6 名＋追加数 4 名の計 10 名

《上記推薦枠 10 名の使用例》

申請区分Ⅱから 6 名、区分Ⅲから 4 名の合計 10 名を推薦することができる。（10 名の内訳は各大学の判断で設定可能。）

※各大学の推薦枠を超過して推薦することはできないので注意すること。

※申請区分Ⅱ、Ⅲ以外の申請区分を含めて計算しないように注意すること。

4. 延長が認められた場合の奨学金支給期間

2022 年 4 月（又は 2022 年 10 月等）から当該課程標準修業年限までの期間。

※奨学金支給期間の延長が認められるに当たっては、本延長申請に採用され、かつ申請書に記載した大学・研究科の入試に合格し進学することが条件となる。

5. 入学検定料及び入学金の取扱

延長申請に伴う、申請書に記載した進学希望先の大学に関する入学検定料及び入学金は下表のとおりとする。

	入試に合格（当該大学に進学）	入試に合格（ただし当該大学に進学しない）	入試に不合格
奨学金支給期間の延長が認められた者	①「大使館推薦」「国内採用」⇒ 文部科学省負担（国立大学法人は不徴収） ②「大学推薦」⇒ 当該大学負担	③当該大学の規定に基づき、不徴収、大学負担、又は本人負担	
奨学金支給期間の延長が認められなかった者			

奨学金支給期間の延長が認められ、かつ申請書に記載した進学希望先の大学の入試に合格して進学する場合、その入学検定料及び入学金は文部科学省負担（国立大学法人は不徴収）又は大学負担となる。（上表の①又は②に該当）

なお、入学検定料及び入学金の本人負担に関し、③における本人負担の可能性だけでなく、①及び②の場合であっても当該大学の規程に基づき一時的に本人負担となる場合は、その旨及び返還時期を対象学生に対してあらかじめ十分に説明を行うこと。

6. 奨学金支給停止事項

次の場合には、文部科学省は奨学金の支給を取り止める。また、これらに該当した場合、それまで支給した奨学金の一部又は全ての返納を命じることがある。なお、処分が決定されるまでの間、奨学金の支給を止めることもある。

- ① 申請書類に虚偽・不正の記載があることが判明したとき。
- ② 文部科学大臣への誓約事項に違反したとき。
- ③ 日本の法令に違反し、無期又は一年を超える懲役若しくは禁固に処せられたとき。
- ④ 大学における学則等に則り、懲戒処分として退学・停学・訓告及びこれらに類する処分を受けたときあるいは除籍となったとき。
- ⑤ 大学において学業成績不良や停学、休学等により標準修業年限内での卒業もしくは修了が不可能であることが確定したとき。
- ⑥ 「留学」の在留資格が他の在留資格に変更になったとき。
- ⑦ 他の奨学金（使途が研究費として特定されているものを除く。）の支給を受けたとき。

7. 注意事項

（１）例年、延長申請・特別延長申請について国費外国人留学生への周知が十分でない大学があるため、各大学において2022年度に進学する（又は進学を予定している）ため延長申請を要する者を把握するとともに、当該者における申請の意思を確認するなど申請に漏れがないよう十分留意すること。万が一延長申請漏れがあった場合でも、申請期限後の追加の推薦は認めない。

（２）全ての申請区分において、進学の前後で奨学金支給期間が途切れる場合は、推薦を

認めない。奨学金支給期間の終了及び開始時期が特殊な大学においては、十分に学生に説明すること。

8. 提出書類等

(1) 作成する書類

① 申請書ファイルA

ア 奨学金支給期間延長申請書

【本人が作成】

※大学推薦採用者で区分Ⅰ申請者は「語学能力」を証明することが出来る根拠書類を必ず添付すること。理由書による取扱いは一切認めない。

イ 推薦調書

【大学が作成】

ウ 指導教員の意見書

【大学が作成】

エ 学業成績係数が算出できない場合の推薦理由書

【大学が作成】※該当者のみ

オ 推薦者一覧

【大学が作成】

② 申請書ファイルB

カ 研究計画又は研究状況

【本人が作成】

③ 申請書ファイルC (※区分Ⅱ－2及びⅢ－2のみ)

キ 小論文

【本人が作成】

④ 申請書ファイルD

ク 調査票 (2022 年度申請区分Ⅱ、Ⅲの延長申請に関する調書)

(2) 作成方法

- ① 申請書ファイルA、B、C、Dを文部科学省のウェブページからダウンロードすること。なお、申請書ファイルAのみ、様式が「区分Ⅰ」と「区分Ⅱ・Ⅲ・Ⅱ－2・Ⅲ－2・特別枠」の2種類に分かれているので該当するファイルをダウンロードすること。

- ② 上記のア～エ及びカ～キについては、推薦者1名につき1シートを作成すること。

- ③ 推薦者が複数名いる場合は、シートをコピーし、シート名を推薦順位順に「01」、「02」、「03」、「04」…と付番すること。

※特別延長の推薦者については、シート名を「特別延長」＋付番と記載（例：「特別延長01」）し、「イ 推薦調書」内の推薦順位欄に「特別延長」と記載すること。

※特別枠の推薦者については、シート名を「特別枠」＋付番と記載（例：「特別枠01」）し、「イ 推薦調書」内の推薦順位欄に「特別枠」と記載すること。

- ④ 「イ 推薦調書」の「論文発表及び受賞歴等」の欄の受賞歴については、受賞の内容が分かる資料（A4 サイズ 1 枚程度）を添付すること。なお、資料には大学名、個人番号、氏名を記載すること。

- ⑤ 「ウ 指導教員の意見書」には、国費外国人留学生としての延長を推薦するにふさわしい人物であることを具体的に記載すること。具体的説明が不十分の者については、不採用となることがあるので留意すること。

- ⑥ 「オ 推薦者一覧」は「区分Ⅰ」と「区分Ⅱ・Ⅲ・Ⅱ－2・Ⅲ－2・特別枠」に分けて作成すること。

- ⑦ 「カ 研究計画又は研究状況」はメールにより PDF ファイル形式で提出すること。
- ⑧ 「キ 小論文」は、メールにより PDF ファイル形式で提出するほか、推薦者 1 名につき 1 部印刷し、郵送すること。
- ⑨ 「ク 調査票（2022 年度申請区分Ⅱ，Ⅲの延長申請に関する調書）」は、次のとおり記載すること。

○「2022 年在籍課程修了予定人数」は、令和 3 年 12 月 1 日時点での

【申請区分Ⅱ】当初研究留学生として採用され、大学院修士課程、又は専門職学位課程に在籍し、2022 年 3 月又は 9 月に在籍課程を修了し奨学金支給期間が終了する人数

【申請区分Ⅲ】当初学部留学生として採用され、大学学部等に在籍し、2022 年 3 月又は 9 月に在籍課程を卒業し奨学金支給期間が終了する人数を記載すること。（退学予定者、休学者は含まない。）

○「2022 年延長申請希望人数」は、2022 年延長申請の対象となる留学生から延長申請があった人数を記載すること。

○「2022 年延長申請枠推薦数」は、本取扱要領「3. 各大学からの延長申請者の推薦枠」を参考に基礎数及び追加数を算出して記載すること。

○「2022 年延長申請推薦人数」は、延長申請推薦人数を記載すること。

（3）内容確認

- ① 「オ 推薦者一覧」に入力されるデータは全て「ア 申請書」又は「イ 推薦調書」に入力されたデータが転記される。推薦者全員分のデータが間違いなく推薦者一覧に反映されているか確認すること。
- ② 「オ 推薦者一覧」に誤りがある場合は必ず「ア 申請書」又は「イ 推薦調書」の該当箇所を修正し、「オ 推薦者一覧」に反映させること。
- ③ 例年、「イ 推薦調書」の推薦順位欄を空欄や同じ順位で提出している大学があるが、推薦者一覧が正しく作成されないので必ず順位を付けて作成すること。

（4）提出方法

① 郵送による提出

以下の書類を郵送すること。

- ・ 公文書（鑑文書）
- ・ ク 調査票（2022 年度申請区分Ⅱ，Ⅲの延長申請に関する調書）
- ・ オ 推薦者一覧（「区分Ⅰ」、「区分Ⅱ・Ⅲ・Ⅱ－2・Ⅲ－2・特別枠」のシートごと）
- ・ キ 小論文（※区分Ⅱ－2 及びⅢ－2（特別延長者）のみ）

郵送の際は、角型 2 号の封筒に封入し、封筒表に朱書きで、「××××××（大学番号）延長申請書類在中」と明記すること。簡易書留や宅配便等、配達記録の残る方法とすること。

② 電子媒体による提出

以下のファイル、調査票をメールに添付して送信すること。

- ・ 申請書ファイル A
 - ア 奨学金支給期間延長申請書
※大学推薦採用者で区分Ⅰ申請者は「語学能力」を証明することが出来る
根拠書類も提出すること。
 - イ 推薦調書
 - ウ 指導教員の意見書
 - エ 学業成績係数が算出できない場合の推薦理由書 ※該当者のみ
 - オ 推薦者一覧
- ・ 申請書ファイル B
 - カ 研究計画又は研究状況 (PDF)
- ・ 申請書ファイル C (※区分Ⅱ－2 及びⅢ－2 (特別延長者) のみ)
 - キ 小論文 (PDF)
- ・ 申請書ファイル D
 - ク 調査票 (2022 年度申請区分Ⅱ, Ⅲの延長申請に関する調書)

メール及びファイルの件名は以下のとおり付すこと。

【メール】

「XXXXXX (大学番号) ○○大学 (延長申請)」

(例) 012345 文部科学大学 (延長申請)

【ファイル】

申請書 A : 「XXXXXX (大学番号) ○○大学区分○ (申請区分) A」

申請書 B : 「XXXXXX (大学番号) ○○大学区分○ (申請区分) △位 (推薦順位) B」

申請書 C : 「XXXXXX (大学番号) ○○大学区分○-2 (申請区分) 特別延長○ (シート名) C」

申請書 D : 「XXXXXX (大学番号) ○○大学調査票」

(例) 012345 文部科学大学区分Ⅰ A

012345 文部科学大学区分Ⅱ 3 位 B

012345 文部科学大学区分特別枠 01B

012345 文部科学大学区分Ⅱ-2 特別延長 01C

012345 文部科学大学調査票

※申請区分Ⅱ－2、Ⅲ－2 及び特別枠の場合は推薦順位が付されないため、代わりに申請書ファイル A の各推薦者のシート名 (特別枠 01、特別枠 02、…) を用いて上記例のように付記すること。

《送信時の注意》

- (a) 添付ファイルには必ずパスワードを設定のうえ、提出すること。パスワードについては、(独)日本学生支援機構が発出した「2021 年度国費外国人留学生に係る事務処理について (通知)」(令和 3 年 3 月 9 日付け学支国奨第 465 号) にて通知したパスワードを設定すること。

- (b) 申請受付のメールサーバーはメールの容量が 20MB を超える場合には受理できないため、容量がこれを上回る場合にはファイルの圧縮又は複数のメールに分割して送付すること。
- (c) 分割して送信する場合はメールの件名の最後にメール総数及び当該メールが何件目かわかるように入力すること。

(例) 3 件のメールに分割して 2 件目を送信する場合

012345 文部科学大学 (延長申請) 2/3

(5) 大学で保管する書類

- ① 成績証明書 (文部科学省に提出する必要はないが、問い合わせた際に対応できるように保管しておくこと。)

※申請区分Ⅱ、Ⅱ－2 及び特別枠の者については、大学院修士課程で取得可能な最近のものまで保管すること。

※申請区分Ⅲ及びⅢ－2 の者については、学部 1 年次から取得可能な最近のものまで保管すること。

※申請区分Ⅰの者については、保管不要。

9. 提出期限及び提出先

(1) 提出先

テントセント株式会社 国費受付係

〒112-0014 東京都文京区関口 1-24-8 東宝江戸川橋ビル 5 階

電子データ提出先: encho2022 (a) tentosento. com ((a) を@に変えて送信すること。)

(2) 提出期間

2022 年 1 月 14 日 (金) ～2022 年 1 月 20 日 (木) 必着

《注意》

- ① 提出前に申請書ファイル A 内の「提出前チェックシート」を用い、不備がないように内容確認を行うこと。
- ② 上記 8. (4) の「①郵送による提出」又は「②電子媒体による提出」の一方のみの提出では推薦があったと認めないため、必ず期日までに①及び②の両方にて提出すること。
- ③ 提出期限以降の書類提出及び差し替えは一切認めない。
- ④ 提出期限後の申請取り下げ、追加申請及び推薦順位繰り上げは認めない。

10. 結果通知

2022 年 3 月上旬を目処に文書にて通知する。申請者本人には、応募を取りまとめた大学から通知を行うこととする。

11. 留意事項

- (1) 申請区分Ⅰにおいては、以下の点に留意すること。

- ① 2022 年 3 月 31 日 (又は 2022 年 9 月等) 限りで奨学金支給期間が満了しない場合

であっても、2022 年度中に大学院正規課程へ進学する場合は、遺漏のないよう推薦すること。特に 2021 年 10 月渡日者で 2022 年度に進学を希望する者は、渡日直後の申請となるため、遺漏のないよう留意すること。

(例 1) 2021 年 4 月渡日 (奨学金支給期間: 2021 年 4 月～2023 年 3 月) で 2022 年 4 月、又は 2022 年 10 月に博士課程進学予定の者。

(例 2) 2021 年 10 月渡日 (奨学金支給期間: 2021 年 10 月～2023 年 3 月) で 2022 年 4 月、又は 2022 年 10 月に修士課程進学予定の者。

- ② 2021 年 10 月期の渡日者であって、申請時に他大学等において日本語予備教育中の者は、専門教育機関がとりまとめの上、申請すること。

(2) 申請区分Ⅱ－2、Ⅲ－2 (※特別延長)

- ① 特別延長の採用にあたっては、推薦順位に関わらず、専門の委員会により審査を行い、特に優秀な者 (若干名) を厳選して採用する予定としている。
- ② 申請区分Ⅱ－2 については、以下のいずれかの者が今回の延長申請の対象となる。
- (a) 2015 年度に大使館推薦による学部留学生として採用された者で、修士課程進学の際に奨学金支給期間の延長が認められ、現在修士課程に国費外国人留学生として在籍し、さらに 2022 年 3 月に修士課程を修了の上、同年 4 月に博士課程に進学する見込みの者。
- (b) 2014 年度に大使館推薦による高等専門学校留学生として採用された者、又は 2015 年度に大使館推薦による専修学校留学生として採用された者で、大学の学部編入学 (又は高専専攻科入学) 及び修士課程進学の際に奨学金支給期間の延長が認められ、現在修士課程に国費外国人留学生として在籍し、さらに 2022 年 3 月に修士課程を修了の上、同年 4 月に博士課程に進学する見込みの者。
- ③ 申請区分Ⅲ－2 については、以下のいずれかの者が今回の延長申請の対象となる。
- (a) 2016 年度に大使館推薦による高等専門学校留学生として採用された者、又は 2017 年度に大使館推薦による専修学校留学生として採用された者で、大学の学部へ編入学 (又は高等専門学校専攻科へ入学) する際に奨学金支給期間の延長が認められ、現在大学の学部 (又は高等専門学校専攻科) に国費外国人留学生として在籍し、さらに 2022 年 3 月に大学学部 (又は高等専門学校専攻科) を卒業の上、修士課程に進学する見込みの者。
- ④ 以下の者が 2022 年 4 月に上位課程に進学する場合は、国費外国人留学生として採用された年度が上記と異なる場合でも申請可能とする。
- (a) 飛び級や早期修了により上位課程に進学した者 (又は進学予定の者)
- (b) 学部留学生で予備教育を経ずに大学の学部へ直接入学した者
- ⑤ 商船学科に在籍していた者に係る申請の場合、文部科学省に事前に相談すること。

(3) 申請区分特別枠においては、以下の点に留意すること。

- ① 修士課程 (又は博士前期課程) と博士後期課程で構成される採択プログラムの特別枠において受け入れた学生が、国費外国人留学生の身分を維持して博士後期課

程へ進学を希望する場合は、博士後期課程の特別枠を用いて奨学金支給期間の延長を申請することになる。

- ② 一貫制博士課程の形態を取るプログラムにおける奨学金支給期間の延長については、一貫制の趣旨に照らし、優先配置期間内に受け入れた学生については、同期間の終了後も奨学金支給期間の延長申請を経て一貫制博士課程の修了まで国費外国人留学生として在籍することを可能とする。

なお、奨学金支給期間について１年次及び２年次を修士課程（博士前期課程）として、３年次から５年次を博士後期課程として別に取り扱うため、２年次から３年次に上がる際に在籍身分及び奨学金支給期間の変更が生じるため、延長申請が必要となる。

- （４）申請区分Ⅱ、Ⅲ、Ⅱ－２及びⅢ－２について、上記９．（２）に記載の提出期限以降に、２０２２年９月に早期修了又は早期卒業し２０２２年１０月に進学予定となった者は、区分Ⅰの２０２２年４月渡日者が２０２２年１０月に進学を希望する場合の延長申請時（２０２２年４月頃に募集予定）に、申請可能とする。ただし、区分Ⅱ及びⅢについては、上記３．による区分Ⅱ及びⅢ合計の推薦枠のうち、今回の延長申請に使用しなかった枠がある場合のみ、その枠数分の推薦を可能とする。

- （５）申請書類の提出期限以降、採否結果通知前までに辞退の意思が示された者については、採用となった場合にのみ、速やかに辞退手続きを行うこと。

12. 本件照会先

不明な点等がある場合は、下記の文部科学省担当係まで、認識の相違を防ぐため必要事項を整理した上で原則メール（ryuugaku(a)mext.go.jp）にて相談すること。

文部科学省 高等教育局 学生・留学生課 留学生交流室 国費留学生係

TEL：03-5253-4111（内線 3027）

E-mail：ryuugaku(a)mext.go.jp（(a)を@に変えて送信すること。）

学業成績係数の算出方法

※下表により「評価ポイント」を算出し、計算式に当てはめて計算する。

区 分	成 績 評 価				
4段階評価		優	良	可	不可
4段階評価		A	B	C	F
4段階評価		100～80点	79～70点	69～60点	59点～
5段階評価	S	A	B	C	F
5段階評価	A	B	C	D	F
5段階評価	100～90点	89～80点	79～70点	69～60点	59点～
評価ポイント	3	3	2	1	0

《計算式》

$$\frac{(\text{「評価ポイント3の単位数」} \times 3) + (\text{「評価ポイント2の単位数」} \times 2) + (\text{「評価ポイント1の単位数」} \times 1) + (\text{「評価ポイント0の単位数」} \times 0)}{\text{総登録単位数}}$$

- (注1) 履修した授業について単位制をとらない場合は、単位数を科目数に置き換えて算出する。
- (注2) 上表の成績評価にない評価（例えば、「認定」、「合格」など）は対象としないこと。
- (注3) 係数に端数が出る場合は、小数点以下第3位を切り捨てること。
- (注4) 算出においては、申請時に判明している成績のみを用いること。